

退職給付に係る負債に伴う税効果の影響

平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る連結財務諸表から、退職給付会計に関する未認識項目を、税効果を調整の上で、その他の包括利益累計額で認識してオンバランス処理することとなります。このことで、連結貸借対照表において、退職給付に係る積立状況を示す額そのものを負債または資産として計上することができます。この点、個別財務諸表については、当面の間、従来 of 会計処理を継続することとなります。

このような連結上行われる未認識項目のオンバランス処理は、連結手続の一環で行われることになるため、当該連結修正により生じた一時差異は、連結手続上生じた将来減算一時差異もしくは将来加算一時差異となります（連結税効果実務指針 2 項）。

そして、連結財務諸表上の退職給付に係る負債（または資産）に係る税効果については、まず個別財務諸表における退職給付引当金に係る一時差異に関する繰延税金資産を計上し、これに連結修正項目についての税効果額を合算し、この合算額について回収可能性を判断することとなります。

ここで、退職給付会計に係る一時差異に対する繰延税金資産の回収可能性の判断は、第一に未認識項目の即時認識をするか否かで影響を受けないこと、第二に長期性の将来減算一時差異としての退職給付引当金に係る一時差異の扱いは連単での考え方に差異がないことから、結果として、退職給付に係る一時差異に対する繰延税金資産の回収可能性については連単での会社分類は同一になると考えられることとなります。

したがって、各納税主体、すなわち個社ベースでの会社分類における回収可能性の考え方を連結ベースでも当てはめて、当該連結に係る未認識項目のオンバランスに係る繰延税金資産の回収可能性を判断することとなります。